

● 小さな負担で大きな安心
ナットクの掛金

●たとえば、Aタイプに加入していて、
交通事故で半年入院した場合…

2,000円の月払掛金で、
1日につき
8,000円の最長180日入院保障!

傷害入院共済金 8,000円×180日=支払共済金 **1,440,000円**

中小企業のための
共済だから、こんなに安心!

● けがや病気、要介護まで
しっかり保障

こんなとき、
共済金をお支払いします。



傷害死亡
急激かつ偶然な外来の事故により、けがを負い死亡したとき

傷害後遺障害
急激かつ偶然な外来の事故により、けがを負い後遺障害が生じたとき

傷害入院
急激かつ偶然な外来の事故により、けがを負い入院したとき

傷害手術
急激かつ偶然な外来の事故により、けがを負い手術を受けたとき

傷害通院
急激かつ偶然な外来の事故により、けがを負い通院したとき

疾病死亡 A・Bタイプのみ
疾病により、死亡したとき

疾病入院 A・Bタイプのみ
疾病により、入院したとき

傷害介護
急激かつ偶然な外来の事故によるけがで約款に定める後遺障害となり、かつ寝たきりにより介護が必要な状態になったとき

詳しくは、
右の一覧表を
ご覧ください

①24時間対応!フリーダイヤル健康相談

健康相談 医療相談 育児相談 介護相談 メンタルヘルス相談

病気や体調についてはもちろん、育児や介護、メンタルヘルスなど、健康生活に関するさまざまな問題について、ご相談をお受けしています。医師、保健師、看護師等、経験豊かな相談スタッフが、24時間年中無休で対応します。

②専門医の手配・紹介サービス

セカンドオピニオン 優秀専門医の紹介

現在、治療を受けている方が、より良い医療を選択するために、主治医以外の医師(総合相談医)に現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法について意見を聞くことができるサービスです。また総合相談医の判断により、より高度な専門性が求められる場合は、病症状に合わせて、優秀専門医をご紹介します。

ハロー健康クラブ
* 健康支援サービス①②は、提携会社であるティーバック株式会社からご提供いたします。
* 健康支援サービス②のご利用に関しては、制約・諸条件がございます。詳しくは、ご利用の際「ハロー健康クラブ」よりご案内いたします。

● 健康相談と専門医の手配・ご紹介
健康支援サービス

ご加入特典として、
受けられます。

通話料
相談料
無料

共済金の種類と保障内容・タイプ別保障額について

共済金の種類	保障内容	タイプ別保障額							
		Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	
		満6歳以上 満65歳未満	満65歳以上 満75歳未満	満6歳以上 満65歳未満	満65歳以上 満75歳未満	満70歳以上 満85歳未満	満85歳以上 満90歳未満	満70歳以上 満85歳未満	満85歳以上 満90歳未満
傷害	傷害死亡共済金	1,000万円	800万円	500万円	400万円	700万円	250万円	350万円	125万円
	傷害後遺障害共済金	10万円~ 1,000万円	8万円~ 800万円	5万円~ 500万円	4万円~ 400万円	7万円~ 700万円	25,000円~ 250万円	35,000円~ 350万円	12,500円~ 125万円
	傷害入院共済金	1日につき 8,000円		1日につき 4,000円		1日につき 5,000円	1日につき 2,000円	1日につき 2,500円	1日につき 1,000円
	傷害手術共済金	約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円 のいずれか)		約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 25,000円・5万円・ 10万円のいずれか)		約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 5万円・10万円・20 万円のいずれか)		約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 25,000円・5万円・ 10万円のいずれか)	
	傷害通院共済金	1日につき 3,000円		1日につき 1,500円		1日につき 1,500円	—	1日につき 750円	—
疾病	疾病死亡共済金	30万円	10万円	15万円	5万円	—		—	
	疾病入院共済金	10万円	3万円	5万円	15,000円	—		—	
介護	傷害介護共済金	50万円		25万円		50万円	20万円	25万円	10万円

タイプ別共済掛金について

	Aタイプ	Cタイプ	Bタイプ	Dタイプ
月払	2,000円		1,000円	
年払	24,000円		12,000円	

口座振替

○振替日は27日とします。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

月払契約の場合

- 初回口座振替が不能となった場合は、共済契約は無効となります。
- 2回目以降の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の翌月の振替日に、再度その月に払い込むべき共済掛金と合わせて、2か月分の共済掛金の口座振替を行います。
- 前記の規定による口座振替が不能となった場合は、共済契約は最初の払い込みがなかった振替日の属する月の1日にさかのぼって、効力を失うものとします。

年払契約の場合

- 口座振替が不能となった場合は、共済契約は無効となります。

ご加入に際して

ご加入者(被共済者)の範囲

- ご加入者は健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方
 - ①A・Bタイプの場合：満6歳以上満75歳未満の方
*ただし、満70歳以上の方は、満70歳未満から更新継続された方に限ります。
 - ②C・Dタイプの場合：満70歳以上満90歳未満の方
*ただし、満85歳以上の方は、満85歳未満から更新継続された方に限ります。
- 被共済者につきましては、共済契約締結の際に、共済契約者から被共済者の署名または記名押印された所要事項記載の名簿を提出していただきます。
- ご加入は1タイプのみとなります。

共済期間

- 共済期間は共済掛金(月払共済掛金の場合は初回共済掛金)の振替日の属する月の1日(共済期間開始の日)の午前0時から1年とします。また、共済期間満了の日から14日前までに、特に通知のない限り、更新継続とします。
- 共済契約申込日から共済期間開始の日までに生じた身体障害につきましては、共済金をお支払いできません。
- 共済掛金の口座振替が確認できる前に生じた身体障害につきましては、共済掛金が振り替えられたことの確認ができるまで、共済金のお支払いはできません。
- 満70歳以上満75歳未満の方については、A・BタイプとC・Dタイプを重複して加入することはできません。